

平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、家庭等における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー等設備の設置を行う者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー等設備 別表に掲げる設備、機器又は装置をいう。
- (2) 住宅 山形県内において住居として使用され、又は使用される予定の建物をいう。
- (3) 事業所 山形県内において事業の用に供される建物をいう。
- (4) 農業用施設 山形県内において農業の用に供される施設をいう。
- (5) 県内施工業者 山形県内に事務所又は営業所を置く工事業者をいう。
- (6) 新築設置 次のいずれかの場合に該当するものをいう。

イ 新築する住宅又は事業所に、新築工事に併せて再生可能エネルギー等設備を設置する場合

ロ 再生可能エネルギー等設備が設置された建売住宅を購入する場合（購入した建売住宅の引渡し時までに、当該建売住宅に再生可能エネルギー設備を設置する場合を含む。）

ハ 増築する住宅又は事業所の増築部分に、増築工事に併せて再生可能エネルギー設備を設置する場合

ニ 屋根及び外壁の改築を行う住宅又は事業所に、改築工事に併せて再生可能エネルギー設備を設置する場合（中古建物を購入する際に、再生可能エネルギー設備の設置と併せて改築を行ったあとに引渡しを受ける場合を含む。）

ホ 住宅又は事業所の建物以外の工作物、土地又は設備に再生可能エネルギー設備を設置する場合

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる太陽光発電設備は、次の各号に掲げる要件に該当するもの（平成29年度再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の申込みをして、やむを得ない事由により当該年度内に完成しなかったものを含む。）であること。

- (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力、またはパワーコンディショナの定格出力いずれかが10キロワット未満のものであって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定により自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業の実施に関する計画の認定を受けており、かつ発電された電気が住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社と電力供給契約（供給開始日が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の日であるものに限る。）を結ぶもの）であること。

- (2) 山形県内に住所を有し、若しくは有する予定の個人（個人事業主を含む。）又は山形県内に事業所を置く法人がその使用する住宅又は事業所のために設置（増設を含む。）するもの（当該住宅又は事業所の所有者が当該個人又は法人でない場合は、当該設置について所有者の承諾を受けているもの）であること。
- (3) 設置工事について、県内施工業者が行うものであって、平成29年4月1日以降に着手し、平成31年3月31日までに完成するものであること。
- 2 補助金の交付の対象となる蓄電池設備は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - (1) 国の平成29年度「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業）」、平成30年度「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」又は平成30年度「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」の対象製品として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。
 - (2) 前項の規定により補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するものであること。
- 3 補助金の交付の対象となる木質バイオマス燃焼機器は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - (1) 山形県内に住所を有し、若しくは有する予定の個人（個人事業主を含む。）又は山形県内に事業所を置く法人がその使用する住宅、事業所又は農業用施設の暖冷房又は給湯の用途に利用するために設置（増設を含む。）するもの（当該住宅、事業所又は農業用施設の所有者が当該個人又は法人でない場合は、当該設置について所有者の書面による承諾を受けているもの）であること。
 - (2) 設置工事について、第1項第3号の規定に該当するものであること。ただし、ストーブに限り、前号の設置者がその設置工事を自ら行うことを妨げない。
 - (3) 別表に掲げる補助対象経費が20万円を超えるもの。
- 4 補助金の交付の対象となる太陽熱利用装置又は地中熱利用空調・融雪装置は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - (1) 太陽熱利用装置にあっては、集熱面積が2㎡以上のものであること。
 - (2) 地中熱利用空調装置にあっては、COP3.0以上のものであること。
 - (3) 地中熱利用融雪装置にあっては、COP3.0以上又は同等の水準のものであること。ただし散水方式は除く。
 - (4) 山形県内に住所を有し、若しくは有する予定の個人がその使用する住宅のために設置（増設を含む。）するもの（当該住宅の所有者が当該個人でない場合は、当該設置について所有者の書面による承諾を受けているもの）であること。
 - (5) 設置工事について、第1項第3号の規定に該当するものであること。
- 5 前4項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の交付の対象としないものとする。
 - (1) 既使用の製品
 - (2) 山形県の他の補助金の交付を受けるもの
 - (3) 蓄電池設備にあっては、国の補助金の交付を受けるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備ごとに、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の補助金の額の欄に掲げる額以内とする。ただし、補助対象設備は、新たに設置するもの又は増設するものとする。

(太陽光発電設備及び蓄電池設備に係る補助金の交付手続)

第5条 太陽光発電設備及び蓄電池設備に係る補助金の交付を受けようとする者は、平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間の電力受給開始日の前日（電力受給開始日が平成30年4月1日から同年5月31日までの間であるものを除く。）までに、別に定めるところにより、事業実施申込書を、知事が指定する機関（以下「指定機関」という。）に提出するものとする。

- 2 前項の事業実施申込書の提出は、1回に限るものとする。
- 3 第1項の申込みを行った者は、電力受給開始日後30日を経過する日又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに、別に定めるところにより、補助金交付申請書（兼実績報告書）に関係書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出するものとする。（ただし、電力受給開始日が平成30年4月1日から同年5月31日までの間であるものにあつては、平成30年6月30日までに、同様に提出するものとする。）
- 4 知事は、補助金交付申請書（兼実績報告書）の提出を受けた場合においては、当該書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助対象設備の要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、速やかに、補助金の交付を決定し、併せて交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。
- 5 補助金は、前項の補助金の額の確定を通知した後に支払うものとする。

(木質バイオマス燃焼機器、太陽熱利用装置及び地中熱利用空調・融雪装置に係る補助金の交付手続)

第6条 木質バイオマス燃焼機器、太陽熱利用装置及び地中熱利用空調・融雪装置に係る補助金の交付を受けようとする者は、平成30年4月1日から平成31年2月28日までに、別に定めるところにより、補助金交付申請書に関係書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出は、木質バイオマス燃焼機器に係るものにあつては、住宅、事業所及び農業用施設のそれぞれにつきストーブ及びボイラーの別に、1回に限るものとする。また、太陽熱利用装置及び地中熱利用空調・融雪装置に係るものにあつては、それぞれ1回に限るものとする。
- 3 指定機関又は知事は、補助金交付申請書の記載事項又は添付書類に不備があると認めるときは、申請に対しその補正を求めることができる。
- 4 知事は、補助金交付申請書が到達した日（前項の規定により補正を求めた場合は、当該補正が完了した日）順に受け付け、当該書類の審査により、補助対象設備の要件に合致すると認めるときは、速やかに、交付決定の旨を申請者に通知するものとする。この場合において、申請者は、当該交付決定の通知を受けた後でなければ、設置工事に着手し、又は補助対象設備が設置された建売住宅の引渡を受けてはならない。

- 5 前項の交付決定の通知を受けた者は、設置工事の完成の日後30日を経過する日又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに、別に定めるところにより、事業実績報告書に關係書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出するものとする。
- 6 知事は、事業実績報告書の提出を受けた場合においては、当該書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助対象設備の要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、速やかに、交付すべき補助金の額を確定し、報告者に通知するものとする。
- 7 補助金は、前項の補助金の額の確定を通知した後に支払うものとする。

(補助金の申込額及び交付申請額が予算額に達した場合の取扱い)

第7条 知事は、第5条第1項の事業実施申込書及び前条第1項の補助金交付申請書の提出期間中であっても、補助金申込額及び補助金交付申請額の合計額が予算額に達した日の翌日以後においては、受付を停止する。この場合において、予算の総額を超えた日の申込又は交付申請については、県による厳正な抽選により、申込者又は申請者を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付決定を受けた補助金の額の変更を伴う変更
 - (2) 設置工事完成予定日の変更（交付申請時の当該予定日から3か月を超えて延長するときに限る。）
 - (3) 補助対象設備の仕様の変更（付帯設備を除く。）
 - (4) 前各号掲げるもののほか、補助目的の達成に影響を与えると認められる変更
- 2 前条第4項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該交付決定に係る補助対象設備の設置事業（以下「補助事業」という。）の内容について前項各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合には、別に定めるところにより、事業計画変更承認申請書に關係書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出し承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をした場合において、交付決定した当初の補助金の額を増額しないものとする。
 - 4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別に定めるところにより、事業中止（廃止）承認申請書に交付決定通知書を添えて、指定機関を経由して知事に提出し承認を受けなければならない。
 - 5 相続、法人の合併等により補助事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとする場合には、別に定めるところにより、事業承継承認申請書を、指定機関を経由して知事に提出し承認を受けなければならない。
 - 6 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 太陽光発電設備及びペレットを燃料とする木質バイオマス燃焼機器に係る補助事業者は、山形県が実施するCO₂削減価値創出事業に参加しなければならない。
 - (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起

算して5年間保管しておかなければならない。

- (3) 補助対象設備については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るとともに、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）の期間内において、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (4) 前号の知事の承認を受けようとするときは、別に定めるところにより、財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、前項の承認をする場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（手続の代行）

第9条 補助金の交付を受けようとする者及び補助事業者は、この要綱の規定による申込、申請又は報告の手続について、補助対象設備を販売する事業者等（以下「手続代行者」という。）に依頼してその手続を代行させることができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続を誠実に処理するものとし、手続の代行を通じ補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者が偽りその他不正の行為をした疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（実態調査への協力）

第10条 知事は、再生可能エネルギー設備の普及促進を図るため、補助事業者（手続代行者も含む。次項において同じ。）に対し、補助対象設備の使用状況（太陽光発電設備の発電量等）に関する実態調査への協力を要請することができる。

- 2 補助事業者は、前項の調査について、知事から協力を要請された場合は、これに応じるように努めなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台及びパワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）その他の付属機器（接続箱及び直流・交流側開閉器）の設置に直接必要な経費	電力会社との電力受給契約における受給最大電力の量（kW単位の小数点以下第1位未満を切捨て。）に25,000円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は10万円（既築設置にあつては、20万円）のいずれか低い額 ただし、太陽光発電設備を増設する場合は、電力受給契約の変更において純粋に増加した受給電力の量に25,000円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は10万円（既築設置にあつては、20万円）のいずれか低い額
蓄電池設備	蓄電池、電力変換装置その他の付属機器（蓄電システム制御装置、計測・表示装置及びキュービクル）に係る経費	補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に1/10を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は20万円のいずれか低い額
木質バイオマス燃焼機器（ストーブ）	機器の設置に直接必要な経費（設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。）	補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は10万円のいずれか低い額
木質バイオマス燃焼機器（ボイラー）	機器の設置に直接必要な経費	補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は50万円のいずれか低い額
太陽熱利用装置	装置の設置に直接必要な経費	補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に10分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は5万円のいずれか低い額

地中熱利用空調装置	装置の設置に直接必要な経費	補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は50万円のいずれか低い額
地中熱利用融雪装置	装置の設置に直接必要な経費	補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は30万円のいずれか低い額

備考 一度に2台以上又は2基以上の蓄電池設備、木質バイオマス燃焼機器、太陽熱利用装置又は地中熱利用空調・融雪装置を設置する場合であっても、補助金の額は、それぞれこの表に掲げる額とする。